

「病児・病後児保育事業」とは？



お子さんが病気の時、または病気の治りかけのときに「あと数日看病してあげたいのに、どうしても仕事を休めない」という経験をした方はいらっしゃるでしょうか。

南幌町では、病中、または病気の回復期にあるお子さんを、就労等のために家庭で保育できない保護者にかわり、一時的に保育する「病児・病後児保育事業」を行っています。

病児・病後児保育事業の概要

- 実施場所 国民健康保険町立南幌病院 1 階
- 利用時間 月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 6 時まで
- 休 所 日 土・日・祝日、年末年始
- 定 員 3 人
- 利用者負担額

世帯の区分	利用者負担額（日額）	
	4 時間未満	4 時間以上
生活保護を受けている世帯	0 円	0 円
市町村民税が非課税世帯	500 円	1,000 円
上記以外の世帯	1,000 円	2,000 円

■給食費等

区分	給食費等（日額）
6 か月から未就学児	400 円
小学生	500 円

利用の要件



全ての要件を満たしていることが必要です。

- ① 町内に住所を有していること
- ② 生後 6 か月～小学校 6 年生までの児童であること
- ③ 児童の病状が急変する見込みが当面なく、病中、または病気の回復期にあり集団保育を受けることが困難であること
- ④ 児童の保護者が就労、傷病、事故、出産等やむを得ない事由で一時的に家庭での保育が困難であること

利用の流れ

病児・病後児保育施設の利用に必要な手続きは、次のとおりです。提出していただく書類がありますので、ご利用前に確認をお願いします。

